

■ 委員会の審査状況 ■

〈常任委員会〉

10月24日に総務警察委員会及び総合政策建設委員会は、全員協議会室において、議案の審査方法についてそれぞれ協議を行い、両委員会による連合審査会を開催することを決定した。

引き続き、総務警察委員会、総合政策建設委員会による、連合審査会を全員協議会室で開催し、議案の審査を行った。

10月25日、総合政策建設委員会は、総合政策建設委員会室において、議案の審査を行った。

総合政策建設委員会

(委員長報告 令和5年10月26日本会議)

総合政策建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

審査に当たりましては、地方自治法などの法解釈や投票事務、財政等の観点からの審査も必要であったことから、総務警察委員会との連合審査会を開催し、参考人招致を行うなど、熱心な審査、論議が行われました。

当委員会に付託されました議案第101号につきましては、賛否両論意見がありましたが、採決の結果、否決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、条例案における執行上の課題等について質疑があり、「条例案において、地方自治法の規定に基づき、市町村の事務処理を規定しなければ、県選挙管理委員会が県内全ての投開票事務を担うことになり、実務上、実施が困難である」、「規則への委任については市町村との協議を踏まえる必要があると考えており、条例案第24条第2項において、規則を条例施行日から20日以内に定めることは、規則制定のための期間として十分ではない」、「住民からの直接請求に基づき付議する条例案については、立法技術上の多少の不備は問わず、形式が一応整備されていれば足り、条例案に不備がある場合には、議会において修正することも可能である」との答弁がありました。

次に、他都県の出発点における県民投票条例制定の直接請求の審議結果等について質疑があり、「再稼働に関して五都県の事例があり、いずれも議会で否決されている。否決の理由として、原子力政策は国策であるので、国が責任を持って判断すべき、多様な意見が二者択一では反映できないことなどが挙げられている」との答弁がありました。

次に、県民投票に関する知事のマニフェストと今回の知事意見の整合性について質疑があり、「川内原発の運転期間延長についての県の考え方を整理するに当たっては、県の原子力専門委員会の意見が集約されない場合においては、県民の意向も判断材料として把握したいと考えていたところ」、「意向把握の手段としては、県民投票のほかにもパブリックコメントや公聴会など、それぞれの手法に一長一短がある中で、他の手段より最も適切であると総合的に判断した場合に、県民投票を実施することとしたいと考えていた」との答弁がありました。委員からは「今回の知事意見と知事のマニフェストに矛盾を感じる点がある。選挙の公約として大変重いものと受け止めている」との意見がありました。

次に、県民投票を実施する場合に必要な情報の提供について質疑があり、「投票に当たって必要な事項を県民にわかりやすく周知するとともに、賛否を判断するために参考となる情報提

供が必要と考えており、実施するとなった場合には、関係部署と連携して対応していきたい」との答弁がありました。

委員からは、「原発立地県として、県民がある程度、等しく知識を身につけるために、広報のあり方が課題の1つである。住民投票の有無に関わらず、今後、力を入れて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、県民投票の結果に係る意義と法的な効果について質疑があり、「県民投票については、議会制民主主義を補完し、住民意思を把握する手法として、条例に基づいて行われる」、「県民投票の結果については、長や議会に対する拘束力を持たせることはできないとの国の見解が示されている」との答弁がありました。

次に、県民投票の執行に必要な経費及び財源について質疑があり、「具体的に経費を算出していないが、昨年実施された参議院議員選挙の予算額をもとに試算すると約7億円程度となり、財源は、全額一般財源となる」との答弁がありました。

次に、行政法の学識経験者である鹿児島大学教授の宇那木正寛氏を参考人招致して、「住民投票制度と議会の役割」について説明を受けました。

参考人からは、「住民投票の持つ有用性として、国と自治体の対等・協力関係を前提とすれば、住民のために地域の意見発出が積極的に行えるというメリットが考えられる一方、住民投票は、アンケート的なものにとどまるのではなく、様々な知識と熟議を経た結論を集約したものであるべきであり、とりわけ、専門性の高い公共政策などに対しては、合理的判断をするために必要な情報や知識が提供されなければ、真の住民の意思は集約されない。投票実施者がこうした機会を提供することについて、一定の期間と労力を必要とすることが住民投票制度の課題である」との意見がありました。

次に、本会議や連合審査会における論議の状況を踏まえ、議案の修正案について動議が提出されました。賛否両論意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、否決すべきものと決定いたしました。

議案第101号及びその修正案の採決にあたっての、各党派からの取扱意見を以下のとおり、御報告申し上げます。

まず、自由民主党鹿児島県議会議員団の取扱意見について御報告申し上げます。

川内原発の20年運転期間延長をめぐる、4万6千人あまりの署名により、県民投票条例制定の請求がなされたことを我々も大変重く受け止めている。

まず、県民投票の大前提として、県民に対して十分かつ正確な情報が提供され、社会的・経済的要因を含めた様々な観点から議論が重ねられ、県民1人1人が等しく十分に理解を深め、熟慮の結果、投票が実施される必要があると考える。今回提出された条例案においては、条例の施行日から半年以内において投票の期日を定めるとあり、この期間では、原発の運転期間延長という複雑かつ高度な問題について、県民に対して十分な情報提供や多様な議論の場が設けられるとは考えられない。

議論においては、将来のエネルギー政策や環境に関わるものなど長期的な視野が必要だが、そのような長期的な視野によるしっかりとした議論がなされないまま、短期的な利益や感情に基づいた意思決定が行われることになりかねない。

次に、意見の表明についても、単に賛成又は反対の二者択一の方法では、例えば条件付きの賛成・反対や賛成・反対の明確な意見を持たない方など、県民の多種多様な意見を反映できるか疑問である。

参考人からは、県民投票の結果は、県民がもともと持っている考えを単に集約したアンケート的なものにとどまるのではなく、様々な知識とそれに基づく議論を経てたどり着いた結果を集約したものでなければ、高い正当性、民主制は得られないという意見もあった。

このように、原発の運転期間延長という複雑かつ高度な案件については、議会と行政において、様々な要因を勘案し、責任を持って慎重に議論を重ねて、その可否を判断すべきと考える。

また、県民投票の結果に係る法的な効果については、県民投票は、議会制民主主義を補完し、住民意思を把握する手法の1つとして、条例に基づいて行われるとされており、長や議会に対

する拘束力を持たせることはできないとの国の見解が示されている。

また、費用については、県民投票を実施する場合、昨年、県全域で実施された参議院議員選挙の予算額をもとに試算すると、約7億円程度の費用が必要で、その財源は全額一般財源となり、交付税措置もない。原子力政策は、国策であるので国が責任を持って判断すべきであり、莫大な費用を要する県民投票はなじまないと考える。

さらに、今回の川内原発運転期間延長に関する手続きについては、法令上、地元自治体に関する規定はなく、県、九州電力、薩摩川内市の3者の安全協定上も、地元自治体の同意に関する規定はない。その他事務手続き上の問題もあることから、議案第101号及びその修正案については、否決でお願いしたい。

なお、県におかれては、県民の生命と暮らしを守る観点から、川内原子力発電所の安全対策・防災対策の充実・強化に引き続き取り組まれること。また、県民へのわかりやすい情報提供や丁寧な説明については、時間をかけて取り組まれるよう要望するとのことをございました。

次に、県民連合の取扱意見について御報告申し上げます。

提案されている議案第101号については、東京電力福島第1原発事故から12年を迎えた今日にあっても、政府発令の「原子力緊急事態宣言」は未だ解除されていない中での提案となった。また、現在も3万人近い人が避難状態にある。

原発の事故がどれほど人間の営みや環境を一変させるかを思い知らされており、万が一にも事故があってはならないし、それらを踏まえた県民の不安の表れが、今回、法律に定める必要署名数の約2倍近くにもものぼっていることから伺える。

国策であることや二者択一では多様な意見が反映できないといった理由で、県民投票は必要でないとする考え方については、参考人としておいでいただいた鹿児島大学の宇那木正寛先生の御説明はまさに説得力のあるものだったと考える。

国策であるからこそ、国と地方は対等であり、自治体は積極的に意見を発出すべきであるということ。○×に係る件は、住民投票の結果をもととの考えを単に集計したアンケート的なものではなく、様々な知識と議論から集約されたものが望ましい。多様な選択肢が封じられるという考えに対しては、十分な議論がなされれば究極は○×でも構わないのではないかと述べられた。

委員会の議論としては、県民に対し、内容も含めて十分な周知ができるかといった懸念が示されるものもあり、私たち議員は4年間かけて議会内外で活動をし、選挙戦において議員が県下それぞれの地域・地元の隅々まで活発に政策等を訴えても、投票率が十分といえる状況にはない。それでも最大限の努力をして一定の結果を得ているものと考ええる。

県民投票でどれだけ時間をかければ、県民に十分に情報提供など周知ができるのか。時間をかけたとしても、容易にできることではないと思う。だからこそ宇那木参考人がおっしゃるように、様々な知識を総動員し、議論が活発に行われる工夫をすることが必要だと考える。

私たち県民連合会派では、県民投票の意義について議論してきた。

修正案として「わからない」の選択肢を追加したのは、経済・産業への影響や安全性に対する不安等の狭間で判断に迷っているのではないかといった原発政策・エネルギー政策に対する県民の思いがすくい取れるのではないかといったことからである。

原発問題は専門的な知識も求められ、十分に理解した上で意思を示すということは難しいことであることは間違いない。しかし、賛否だけでなく、むしろ県民投票をきっかけに、原発立地県でもある本県の県民の皆さんの間で、原発の必要性や安全性について少しでも議論等がなされ、求められている再生可能エネルギー問題も含め、これからのエネルギー政策のあり方について関心を持っていただき、成熟した議論に発展していくことが期待できる。

以上のような観点から、県民投票を行うことは県民にとって極めて有意義なものとなると考える。よって、議案第101号並びに修正案に賛成するとのことをございました。

次に、公明党県議団の取扱意見について御報告申し上げます。

今回、4万6,112人の署名を受け、九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う

県民投票条例案が提出をされたことを重く受けとめ、一昨日、昨日と慎重審議をして参った。

国と自治体は対等であるならば、積極的に意見すべきであるということ、県民投票は、もともと持っている意見をまとめるアンケートとは質が違う。議論して、投票するのが望ましい。また、合理的な判断をする場の提供や一定の期間が必要だということを参考人から伺った。

県民に情報をどのように提供するのか、原発の20年運転延長をどの程度理解していただいているのか、また、理解いただくことは大変難しいと思っている。多様な意見をしっかり反映するためにも、現実問題として、「マル・バツ・わからない」という書き方で投票がされて、結論が出るのが望ましいかという意味では、議案第101号及び修正案については、否決すべきとのことをございました。

最後に、日本共産党の取扱意見について御報告申し上げます。

今回提案された県民投票条例案については、住民参加の直接請求に基づくものであり、極めて有用であると考えます。参考人からの意見を踏まえれば、なお重要性が高いと思われる。

特に、国策に対する意見を述べることは重要であるという表現が、今回の県民投票条例について、的を得たものだと考える。

また、この県民投票条例案が請求された背景を考えると、3・11の福島事故以来、まだまだ原発事故は収束しておらず、立地するこの鹿児島県においても、原発の安全性について、これまで議論されてきたが、それが尽くされた状況ではないことがはっきりしている。

県民は本当に、安全性について不安を持っている。そのことが、今回の条例案提案でも伺える。

こうした状況の中で、先日、請求代表者の意見陳述を聞かせていただいたが、おそらく私と同じように、多くの議員の皆さんが、胸を打たれたことだと思う。

あれが、やはり県民の声だ。そのことを強く受けとめていただきたい、そのように重ねてお願いを申し上げたい。

そしてまた、費用のことは、約7億円という提示があったが、これについては、住民の政治参加という観点からいくと、決して高い金額ではないと思う。

そういう意味では、きちんと予算も計上した上で、粛々とこの県民投票を行うことが求められていると思っている。

したがって、議案第101号並びにその修正案については、可決でよろしく願うということをございました。

連合審査会

月 日 令和5年10月24日（火）

場 所 全員協議会室

参加委員会

- ・総務警察委員会
- ・総合政策建設委員会

（議 題）

・議案第101号 九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例制定の件

（審査概要）

九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例制定について執行部から説明を受け、質疑を行うとともに、鹿児島大学学術研究院法文教育学域教育学系教授の宇那木正寛氏を参考人として招致し、意見聴取を行った。

〈議会運営委員会〉

(令和5年10月26日)

協議事項

1 修正動議について

修正動議について、ふくし山議員ほか6名から、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定による修正案が提出されていること、及び動議発議の要件である地方自治法第115条の3に規定されている議員の定数の12分の1以上の者（本県議会は、定数51人なので5人以上）との要件を満たしていることが議事課長から説明された。

その後、提出者を代表して、ふくし山委員から「今回の修正案は、知事の提案理由の説明において、その条例案には執行上の問題、規定すべき内容の不足、提示されていない文言等があるとの指摘がされているところについて、本会議や委員会での質疑、答弁を踏まえて修正が必要と思われる部分に、修正を加えて発議をすることとしたのでよろしくお願い申し上げます」との説明があった。

続いて、この動議の取扱いについて協議され、この後、開催される本会議において、議案第101号の委員長報告及び質疑の後に上程すること、提出者に提案理由説明を求めること、討論については、原案と修正案を一括して行うことが確認された。

次に、修正案についての賛否、質疑、採決方法について確認が行われ、質疑はないこと、採決方法については、起立採決とすることが確認された。

2 討論について

(1) 討論区分について

討論区分表のとおり、公明党が反対討論を、県民連合、共産党、無所属の小川議員、無所属のいわしげ議員が賛成討論を行うことが確認された。

(2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認され、今回の討論時間は、各会派等それぞれ15分以内を目途とすることが決定された。

3 議案等採決区分について

議案等採決区分表が確認された。

また、議案第101号の採決の前に、議案第101号に対する修正案の採決を起立採決で行うことが確認された。

4 本日の議事日程について

議事日程が了承された。

5 次回委員会開催日程について

10月26日の午後1時15分に開催することとされた。